

令和8年度 秋季入学者の入学料・授業料免除等申請について

申請の流れ

入学料免除

授業料免除

次ページ以降にある、申請の条件（対象者、年収等）等を確認。

レターパックプラスに、以下①～③を入れ

- ① 6 ページの **大学院（様式 B）の 1** 片面印刷・記入
- ② 7 ページの **大学院（様式 B）の 2** 片面印刷・記入
- ③ 返信用封筒（23.6×12×1 cm以下の封筒に
110 円切手を貼付。表面にあなたの郵便番号・
住所・氏名を記入。）

（様式 B の 1）左上の住所にお送りください。

授業料免除は、入学手続き時ではなく
以下の日程で申請を行う。

10 月上旬に、学務情報システム*₁>information で「手引き」等ダウンロード。手引きを熟読。
申請書類を作成し、家計に関する書類を揃えて申請を行う。

申請期間：10 月中旬（予定）変更の場合は学務情報システム>information で告知

申請時間：9:30～11:00、13:00～15:00

申請場所：学務部学生支援課

*₁：学務情報システム

学習支援のためのシステム。入学後に ID/PW が付与されログインできる。

〈入学料納付猶予申請を希望する場合〉

「申請願」は、免除と同じ「様式 B の 1」「様式 B の 2」を使用していただきます。申請願の「免除」の部分を二重線で消し、納付猶予と手書きしてください。更に、入学後の手続き時に担当者に口頭でもそのことを伝えてください。送付方法は、免除と同等です。

不明な点は、学務部学生支援課（menjo@t.gifu-u.ac.jp）までお問い合わせください。

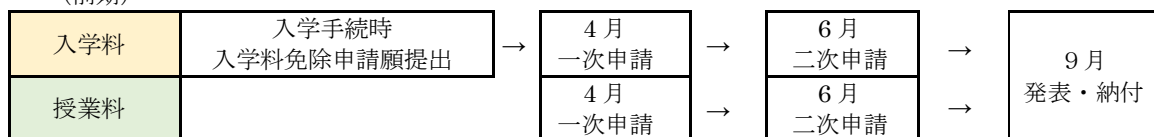
概 要

1. 授業料免除制度とは (入学料免除等含む) 授業料の免除は、経済的に授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる学生を支援する制度です。
授業料の納付猶予・月割分納は、経済的理由（各種ローン返済、負債等は除く）により期限までに授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められるときに適用される制度です。
納期^{※1} 前半年以内（今年度入学の学生の入学した期においては入学前1年以内）に学資負担者が死亡し、又は、学生もしくは学資負担者が火災・風水害・盗難等（以下「風水害等」という）により期限までに授業料の納付が困難であると認められるときも、授業料の免除・納付猶予・月割分納を認めることがあります。※1：納期（前期：5月末、後期：11月末）

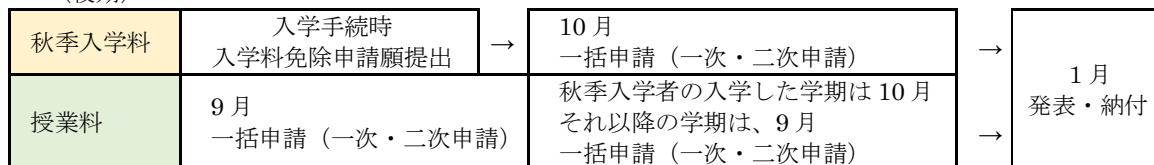
2. 対象者
- (1) 経済的理由（各種ローン返済、負債等は除く）により納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。
 - (2) 学資負担者の死亡または風水害等の被害を受けたため、納付期限までに納付が困難であると認められる場合。

3. 免除の額 全額または半額（大学院生の入学料免除は半額免除）

4. 申請・発表・納付の時期
(前期)



(後期)



※2 一括申請とは、一次申請と二次申請を一括で行うこと

※3 秋季入学者の入学学期の授業料免除申請は10月に一括申請

5. 納付猶予の期限
- | | | |
|----|-----|--------------------|
| 前期 | 9月末 | (入学料納付猶予 1月末) |
| 後期 | 1月末 | (秋季入学者入学料納付猶予 1月末) |

6. 担当 岐阜大学 学務部 学生支援課 入学料・授業料免除担当
menjo@t.gifu-u.ac.jp

① 申請の条件を確認する

①-1. 申請の条件

1 対象者

◆授業料

		免除	納付 猶予	月割 分納
①	経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる場合。	○	○	○
②	納期前半（今年度入学生の入学した期においては入学前1年）以内において、学資を主として負担している方（以下「学資負担者」という）が死亡し、納付が困難である場合。	○	○	○
③	②に準ずるものと学長が認める場合で、納付が困難である場合。	○		
④	納期前半（今年度入学生の入学した期においては入学前1年）以内において、学生もしくは学資負担者が火災・風水害・盗難等の被害を受けた場合で、納付が困難である場合。	○	○	○
⑤	④に準ずるものと学長が認める場合で、納付が困難である場合。	○		
⑥	その他やむを得ない事情があると認められる場合。		○	○

◎納付期限（納期）とは、前期は5月末、後期は11月末。

※ ただし以下のa～cに該当する場合は対象者となりません。

- 留学・病気等特別な理由無く、最短修業年限を超えて在籍している学生。
- 留学・病気等特別な理由無く、前年度と同じ学年に引き続き在籍している学生。
- 懲戒処分を受けた学生（処分の効力が発生した日の属する期及びその翌期については、認定を行いません）。

◆入学料

大学院生の免除・納付猶予は上の表に同じです。月割分納の制度はありません。

申請者の中から選考を行い、**原則として納付すべき入学料の半額を免除する制度**です。

全額免除ではありません。留学生でも全く免除されない学生がいるのが現状です。支払いの準備はしておいてください。

2 「1対象者」の表の①に該当する学生の学業成績基準

※同表の②～⑥に該当する学生には、学業成績による審査はありません。

大 学 院 生

今年度入学の学生	本学入学試験の合格をもって学業成績基準を満たすものとします。
2年次以上	各学年の前年次までにおける標準修得単位（科目）数以上を修得し、かつ、修得単位（科目）数の 70%以上が『良』以上 の学生。
医学系研究科博士課程 工学研究科博士程 連合農学研究科 連合創薬医療情報研究科 共同獣医学研究科	の2年次以上 指導教員による各年次までにおける学業成績が優秀であると認定された学生。

3 「1対象者」の収入限度額

3-1. 父母の年間収入総額（この先一年の見込額）

今年または昨年に「転職」「新規就職」等した場合は、昨年の年間収入総額でなく、現在の職場での年収見込額を加算。

※申請者が独立生計の場合：

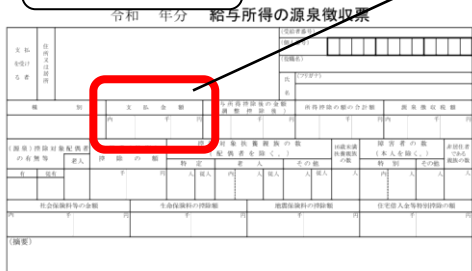
- ・申請者の「昨年の年間収入総額」+「今年度受給する給付型奨学金年額（一定の条件を満たせば返還が免除される貸与の奨学金含む）」。
- ・独立生計者に配偶者がいる場合は、配偶者の「昨年の年間収入総額」+「今年度受給する給付型奨学金（一定の条件を満たせば返還が免除される貸与の奨学金含む）」等も加算。

3-2. 入学料・授業料免除となる収入限度額の目安表

表と比較して大きく上回る場合は免除が許可される可能性はありません。両親共働きの場合、二人の合計です。

種 別	家族構成	収入限度額	
		給与の場合 源泉徴収票の 「支払い金額欄」 の金額。	給与以外の場合 確定申告書の 「所得金額欄」 の金額。
大学院 修士課程	4人世帯	735 万円	477 万円
	5人世帯	810 万円	552 万円
大学院 博士課程	4人世帯	848 万円	620 万円
	5人世帯	965 万円	707 万円

支払金額



給与の年収
支払金額
控除後の金額ではない

年金



年金
今年の改定通知か振込通知
年金の源泉徴収票×

所得金額



営業・農業・不動産等
給与と公的年金⑨または⑩の収入金額

※ 今年または昨年に「転職」「新規就職」等した場合は、現在の職場での年収見込額が分かるもので確認してください。

※これらの書類で確認できない場合、学務部学生支援課入学料・授業料免除担当（menjo@t.gifu-u.ac.jp）までお問い合わせください。

注1：この表はあくまでモデル世帯として想定したものです。4人世帯とは、家族構成が『両親・申請者（自宅通学）・公立高校生（自宅通学）』の世帯、5人家族とは、家族構成が『両親・申請者（自宅通学）・公立高校生（自宅通学）・中学生』をモデル世帯としそれぞれ算出したものです。

実際の免除等にあたっては、家族構成、通学方法（自宅通学・自宅外通学の別）、その他の事情等を考慮の上、決定されます

注2：外国人留学生は、日本にいる家族の収入のみ加算してください。

注3：「給与の場合」に該当するのは、源泉徴収票の「支払い金額欄」の金額、年金等。

「給与以外の場合」に該当するのは、自営業等の確定申告書の「所得金額欄」の金額等。独立生計の学生が受給している給付型奨学金等。

①—2免除額・納付猶予の期限・月割分納の納付期限

免除される額	:	入学料	:	納付すべき入学料の半額とします。
		授業料	:	納付すべき授業料の全額又は半額とします。

納付猶予の期限	:	入学料	:	前期	翌年の1月末日
			:	秋季	翌年の1月末日
		授業料	:	前期	9月末日
			:	後期	翌年の1月末日

月割分納の納付期限 : 許可された日から 15 日以内に、その後は毎月 15 日

※ 月割分納の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額。第 1 回目の納付は、月割分納を許可された日から 15 日以内に、その後は毎月 15 日が納付期限。ただし、当該期限が休業期間にかかる場合又は休日の場合は、その前日まで。

〒501-1193 岐阜市柳戸 1-1
岐阜大学 学務部学生支援課 入学料免除担当

《片面印刷》

令和8年度 秋季入学料免除申請願

秋季入学料免除申請者は、
入学手続き時は入学料を払わない！1 月に払う。

丁寧に記入してください。

識別できるように丁寧に記入して頂く必要があります。識別できないことにより、学生が不利益を被った場合、本学はその責を負いません。

受験番号			
申請理由	☐ 経済的理由で、納期までに納付が著しく困難 ☐ 入学前 1 年以内の学資負担者の死亡（ 年 月 日） ☐ 入学前 1 年以内の地震・風水害・火災・盗難等の被害（ 年 月 日）		
年収の確認	☐ 入学手続きガイドブックの収入限度額の目安表で年収条件を確認した。 ☐ 収入限度額の目安表を下回っていても、全額免除者はゼロ、半額免除者もかぎられること。全く免除されず全額支払っている留学生もいるのが現状と理解し、納付の準備が必要であることを自覚している。		
入学研究科・専攻・学年	研究科	専攻	入学する学年 年
配置大学 (岐阜大学以外に配置の学生は記入)	大学		
申請者（学生）氏名	フリガナ：		
	氏 名：		
	英字氏名：		
申請時住所	〒		
本人携帯Tel	— —		
本人 e-mail			
保護者携帯Tel	— —		

1. 申請は免除を許可するものではありません。
2. **この申請願を提出しても入学後の 10 月の申請期間に申請書と家計に関する書類を揃えて提出しないと、最終的な免除の審査対象となりません。**10 月に申請に来ない場合は、申請を辞退したものと扱います。
3. 家計に関する申請を行わず辞退する場合は、学務部学生支援課授業料免除担当（menjo@t.gifu-u.ac.jp）まで申し出てください。辞退届を提出していただきます。
4. 入学辞退をした場合は、入学料免除申請辞退となりますので、直ちに入学料を納付していただきます。

《片面印刷》

※このページも記入の上、前ページと返信用封筒と一緒に送付してください（P1 参照）。

令和 8 年度 秋季入学料免除申請確認書

受験番号			
入学研究科・専攻・学年	研究科	専攻	入学する学年 年
申請者（学生）氏名	フリガナ：		
	氏 名：		
	英字氏名：		

1. 申請は免除を許可するものではありません。
2. **この申請願を提出しても入学後の 10 月の申請期間に申請書と家計に関する書類を揃えて提出しないと、最終的な免除の審査対象となりません。**10月の申請に来ない場合は、申請を辞退したものととして取り扱います。
3. 家計に関する申請を行わず辞退する場合は、学務部学生支援課授業料免除担当 (menjo@t.gifu-u.ac.jp) まで申し出てください。入学料を納付の上、辞退届を提出していただきます。
4. 入学辞退をした場合は、入学料免除申請辞退となりますので、直ちに入学料を納付していただきます。